

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則に基づく電磁的方法による保存に係る基準案

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則（令和6年千葉県公安委員会規則第6号）第15条に規定する電磁的方法による記録を保存する場合に確保するよう努めなければならない基準は、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第19条の規定により国家公安委員会が定める基準の例によるものとする。